

## たけのこの出荷制限解除について (丸森町(旧筆甫村, 旧大内村))

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第2項の規定により、平成24年5月1日付けで原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)から、出荷制限が指示されていた丸森町(旧筆甫村, 旧大内村)で産出された「たけのこ」について、平成30年11月28日に、出荷制限が解除されましたので、お知らせします。

### 記

#### 1 出荷制限解除の対象

宮城県丸森町(旧筆甫村, 旧大内村)において産出されたたけのこ

#### 2 経緯と解除申請の理由

- (1) 平成24年4月25日に、丸森町のたけのこのモニタリング検査を実施した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム(120 Bq/kg)が検出されたため、同年5月1日に出荷制限が指示された。
- (2) 平成25年春～平成27年春に、丸森町(旧筆甫村, 旧大内村)においてモニタリング調査を行ったところ、放射性セシウムが低下傾向であることを確認した。
- (3) 平成25年春～平成30年春の検査結果の平均値は、旧筆甫村で32 Bq/kg, 旧大内村で35 Bq/kgと、基準値を大きく下回っていることを確認した。

#### 3 解除後の検査計画及び出荷管理等

- (1) 県は、採取・出荷者台帳を作成し、採取者と販売先を把握するとともに、採取・出荷者に対し、出荷する際は、①採取市町、②採取・出荷者名を明示するよう指導する。
- (2) 流通業者(直売所, JA, 市場,)等に対し、採取出荷者情報を周知するとともに、丸森町と連携して巡回指導を実施する。
- (3) 県は、出荷前には丸森町(旧筆甫村, 旧大内村)から各3検体の検査を行い、基準値以下であることを確認した上で出荷するとともに、各地区において、出荷期間中に毎週3検体以上の定期的検査を実施する。

#### 4 参考

- (1) たけのこの出荷制限の状況  
丸森町(旧金山町, 旧大張村, 旧館矢間村)  
栗原市(旧栗駒町, 旧一迫町, 旧鶯沢町, 旧金成町, 旧花山村)
- (2) たけのこの出荷制限解除の状況  
平成26年 4月17日 丸森町(旧耕野村)  
平成27年 4月24日 白石市, 丸森町(旧丸森町, 旧小斎村)  
平成27年 7月17日 栗原市(旧築館町, 旧高清水町, 旧瀬峰町, 旧志波姫町)  
平成29年10月11日 栗原市(旧若柳町)  
平成30年10月25日 大崎市(旧三本木町)  
平成30年11月28日 丸森町(旧筆甫村, 旧大内村)
- (3) 出荷制限解除の仕組み  
市町村又は旧市町村単位で出荷制限解除の申請を行い、制限解除が指示される。

※ 平成30年11月28日現在の宮城県内の林産物の出荷制限等の状況については、裏面「林産物の出荷制限及び出荷自粛の状況」のとおりです。